

京都市農業委員会告示第5号

平成21年12月15日京都市農業委員会告示第8号（農地法に基づく面積の決定等）の一部を次のように改めます。

平成28年7月21日

京都市農業委員会会長

農地法第3条第2項第5号の規定に基づき定める別段の面積のうち、右京区京北漆谷町における面積を30アールから10アールに改正します。

(京都市農業委員会事務局)